

2021年

法務省

**国際仲裁・調停の解説—国際模擬仲裁・調停の動画
を見ながら**

霞ヶ関国際法律事務所・国際仲裁Chambers

弁護士（日本及び米国ニューヨーク州登録）・英国仲裁人協会上級仲裁人（F.C.I.Arb.）

国際調停人

日本仲裁人協会常務理事・英国仲裁人協会日本支部共同代表

高取芳宏

国際商事仲裁手続の特徴

- 仲裁手続の特徴
 - 非公開性・秘密性（confidentiality vs. transparency 先例拘束性との調整が課題）
 - 柔軟性
 - 迅速性・低コスト（オンラインの効用も）
 - 中立性
 - 専門性
 - 仲裁判断の執行容易性（ニューヨーク条約）
（cf. 国際調停についてのシンガポール条約）

高取芳宏「企業間紛争解決の鉄則20」（株）中央経済社、2012）70頁以下

国際商事仲裁手続の特徴

- 仲裁人の選定が実務のkey- 私的自治—当事者の合意が判断権限の根拠
 - 仲裁人の数：1人又は3人の奇数（cf.調停の場合は2名も有用）
 - 選定手続の流れ
 - 仲裁人の資質
 - 法律家・専門家としての資質（知財、建築、商事、等の専門性をどの程度考慮すべきか）
 - 個人としての資質
 - 他の仲裁人を説得するコミュニケーション能力、仲裁ギルドでの信用性
 - 執務可能性（Availability）（オンラインの効用も）
 - 利益相反（取消しや執行拒絶の理由になってしまう）

実務のケース例



Autosoft
(ソフトウェア開発)

- (1) 2010年に自動運転システムに関するライセンス契約の締結
- ライセンス期間：2010年-2020年
 - ロイヤリティ：年間US\$ 1000万
 - 準拠法：カリフォルニア州法 ・ ICC仲裁条項



Cellmotor
(自動車メーカー)

Cellco
(バッテリーメーカー)

(2) 2015年、Cellmotorの子会社Cellcoが電気自動車用のバッテリー開発に成功し、Cellmotorはそのバッテリーを搭載した電気自動車により販売を大幅に伸ばす（ガソリン車時代の年間10万台から年間100万台へ）。

(3) Autosoftは、ライセンス契約はガソリン車のみを対象としており、電気自動車は対象外（特許権侵害）であり、対象内としても追加のロイヤリティが発生すると主張。

Cellmotorは、ライセンス契約は電気自動車も含み、追加のロイヤリティも発生しないと反論。

(4) AutosoftはCellmotorに対し、特許権侵害を理由に米国テキサス州東部地区連邦地方裁判所（EDTX: Eastern District of Texas）に提訴（Autosoftが原告、Cellmotorが被告）。

Cellmotorは仲裁条項を根拠に訴えの却下・中断を申立て、ICC仲裁も申し立てる（Cellmotorが申立人（Claimant）、Autosoftが被申立人（Respondent））。

事案の概要（争点）

- ライセンス契約上、CellmotorはLicensed Productにつき、Autosoftの特許技術を利用することが許されている。
- この点、Licensed Productは「Any motor vehicle that, absent the license granted by Autosoft herein, would infringe the Licensed Patents.」と定義されている。
- 電気自動車がライセンス契約の対象外であれば、特許権侵害が問題となり、対象内であれば、ロイヤリティの算定が問題となる。
- ロイヤリティの算定については、販売台数に拘わらず年間US\$1000万の固定なのか、販売台数に応じた支払（1台あたりUS\$100で100万台の販売とするとUS\$1億）かが争われている。

訴訟対応の検討

- Autosoftにより提起された訴訟につき、Cellmotorは如何に対応すべきか？
 - 本件訴訟のリスク：
 - 米国テキサス州東部地区連邦地方裁判所（EDTX）：原告有利な裁判地との評価あり
 - 三倍賠償（懲罰的損害賠償）の可能性

訴訟対応の検討

- 本件訴訟を回避するCellmotorの選択肢
 - 本件契約にはICCの仲裁条項が規定されている。（cf. JCAAの仲裁条項を合意していればその発動となり得る）
 - 本件訴訟については、仲裁条項を根拠に訴え却下（Motion to Dismiss）及び訴えの中断（Motion to Stay）を申立てる。
 - その上で、Cellmotorより仲裁を申し立て、本件紛争を仲裁に付託する
 - 場合によっては、京都国際調停センター（JIMC-Kyoto）における調停手続の利用も検討される。（SIMCとのジョイントプロトコール等も活用可能）

ケースの進展

- Cellmotorが、EDTXに仲裁条項を根拠に手続中断を求める申立書を提出するとともに、ICCに特許権侵害がないことの確認を求める仲裁申立書を提出。仲裁人として日本在住の米国籍外国法事務弁護士（国際仲裁人）を指名。
- EDTXが、仲裁合意の範囲について仲裁廷が決定をするまでの間の訴訟手続中断を認める。
- Autosoftが、仲裁申立書に対する答弁書（仲裁廷の仲裁権限に対する異議を含む）を提出するとともに、特許権侵害に基づく反対請求を提起。また、仲裁人として米国籍の弁護士（国際仲裁人）を指名。
- ICCが、第三仲裁人としてスイス国籍の弁護士（国際仲裁人）を指名し、仲裁廷が構成された。

ケースの進展

- 仲裁廷が付託事項書（Terms of Reference）のドラフトを回付し、当事者に意見を求めた。
 - 付託事項書(Terms of Reference)とは、仲裁手続の比較的早い段階において、仲裁廷に付託されている事項を明確にするために、仲裁廷により作成される書面（ICC仲裁規則23条1項）。
- 事前に仲裁廷と当事者間でオンライン会議が開かれ、仲裁準備会（Procedural Hearing）で議論されるべき争点が特定され、当該争点について当事者から主張書面が提出された。
- 当事者の主張を踏まえ、仲裁準備会（Procedural Hearing）が開催されることとなった。

仲裁準備会（Procedural Hearing）

- Procedural Hearing（仲裁準備会）：
 - 仲裁廷が、本案審理の前提として、手続的な争点やスケジュールについて審理するもの。審理後に付託事項書（Terms of Reference）が作成され、主張書面（Memorial）の交換や文書提出（Document Production）などの実質審理に移る。
- ケーススタディの仲裁準備会における手続的な争点：
 - 争点①：被申立人による仲裁権限に対する異議（jurisdictional objection）
⇒仲裁合意（arbitration agreement）の範囲が問題。
 - 争点②：弁護士・依頼者間秘匿特権（Attorney Client Privilege）の範囲
⇒Cellmotorの法務部員による助言等が秘匿特権の対象になるか。

仲裁準備会（Procedural Hearing）

- 本件契約の準拠法：米国カリフォルニア州法

- 本件契約における仲裁合意：

“Any disputes arising out of the Agreement shall be resolved in an arbitration under the Rules of Arbitration of the International Chamber of Commerce by three arbitrators appointed in accordance with the Rules.”

– 仲裁地：日本国東京

- 本件契約から生ずるいかなる紛争は仲裁により解決するものとする、との文言から、本件特許権紛争も仲裁合意の範囲内であるとの解釈が合理的

– もっとも、本件仲裁合意は、一般的な文言である “Any disputes arising out of or in connection with the Agreement...” から “in connection with” が削除されており、Autosoftが本件仲裁合意の限定的な解釈を主張してくることが想定される。

仲裁準備会（Procedural Hearing）

- 文書提出（Document Production）
 - 仲裁手続において、相手方が所持する文書を提出させることができるか、という文書提出の問題がある。
 - ICC仲裁規則は文書提出の規定を設けていない。
 - 一般的には、国際法曹協会（International Bar Association（IBA））が定めるIBA国際商事仲裁証拠調べ規則（IBA Rules on the Taking of Evidence in International Commercial Arbitration）がガイドライン等として利用されることが多い。
- 秘匿特権（Privileges）
 - 証拠開示に際して、一定の書証・証言の開示を拒絶する法的権利
 - 弁護士依頼者間秘匿特権（attorney-client privilege）：法律上の助言を求めるために弁護士と依頼者との間で交わされたコミュニケーションを保護する秘匿特権

仲裁合意（arbitration agreement）の範囲

- 仲裁合意の準拠法

- 最判平成9年9月4日判タ969号138頁（リングリングサーカス事件）
仲裁地において適用される法律をもって仲裁契約の準拠法とする旨の黙示の合意がされたものと認めるのが相当。

公益社団法人日本仲裁人協会模擬仲裁プロジェクトチーム編・高取芳宏監修「国際仲裁教材」（信山社、2015）11頁以下参照

- 仲裁合意の文言と仲裁権限

- *Mediterranean Enterprise, Inc. v. Ssangyong Corp.*, 708 F.2d 1458, 1463 (9th Cir. 1983)
"relating to"ないし"in relation to"の文言のない仲裁条項はより狭く解されるべきで、当該契約の解釈及び履行に関する紛争のみを対象とする。

前記「国際仲裁教材」18頁参照

仲裁合意（arbitration agreement）の範囲

- 仲裁合意の文言と仲裁権限
 - *Mitsubishi Motors Corp. v. Soler Chrysler-Plymouth, Inc.* 473 U.S. 614, 626 (U.S. S.Ct. 1985)
仲裁合意の対象となる紛争の範囲についての疑義は、仲裁に有利な方向に解決されるべきである。
 - *Fiona Trust & Holding Corporation & Ors v. Yuri Privalov & Ors*, [2007] UKHL 40, House of Lords
仲裁合意の文言上の小さな相違点は重視されるべきではなく、個別に除外されない限りは当事者間の争いはすべて仲裁で解決されるべきことを示唆している。

前記「国際仲裁教材」18頁参照

弁護士・依頼者間秘匿特権（Attorney Client Privilege）の要件と範囲

- 弁護士・依頼者間秘匿特権(Attorney Client Privilege)とは：
 - Discovery の例外
 - Attorney Client Privilege
 - Attorney Work Product
 - Anticipation of Litigation
 - ①できる限り外部の（インハウスではない）一法的助言であることの推定
 - ②当該管轄において法曹資格を有する一法的アドバイスであることの裏付
 - ③弁護士に早期に依頼し
 - ④「リーガルアドバイス」法的助言を得るための報告又は指示

前記「企業間紛争解決の鉄則20」49頁以下参照

前記「国際仲裁教材」52頁以下参照

手続争点①：被申立人による仲裁権限に対する異議

- Autosoftの主張

1. 仲裁合意が対象とするのは契約上の請求であり、特許権侵害請求（patent infringement claim）は仲裁合意の対象外である。
2. 本件の仲裁合意には、“or in connection with”の文言が欠けているので、仲裁合意の範囲は狭く解されるべきである。
3. 仲裁合意は、実体準拠法に則して、カリフォルニア州法とされるべきである。
4. 米国の第9巡回区控訴裁判所の裁判例によると、“relating to”又は“in relation to”の文言のない仲裁条項はより狭く解されるべきで、当該契約の解釈及び履行に関する紛争のみが対象となる。

手続争点①：被申立人による仲裁権限に対する異議

- Cellmotorの主張

1. “arising out of”と”in connection with”に、有意な意味の違いはない。
2. 交渉時において”in connection with”を除くことについての特段の議論はされていない。
3. 当事者は、紛争を仲裁によって解決することを意図していたのであり、契約上の請求と特許侵害請求を区別する合理的な理由はない。
4. 米国連邦最高裁判所や英国最高法院は、あいまいな場合には仲裁合意の範囲は広く解釈されるべきとしている。

手続争点①：被申立人による仲裁権限に対する異議

- 本仲裁廷の判断
仲裁権限の存在を認め、仲裁手続を続行することとされた。

手続争点②：法務部員による助言の秘匿特権による保護

- Cellmotorの主張

1. ライセンス契約の検討はCellmotorの社内法務部のみで行っていたものであるが、法務部員も弁護士のアドバイスと同様に秘匿特権の対象とされるべきである。
2. 法務部員は、法曹としての資格はないものの、適切な学位や実務的な経験を有している。
3. Autosoftの社内弁護士によるアドバイスのみで秘匿特権を認めるのであれば、公平な取り扱いを求めるIBA国際仲裁証拠調べ規則 9.3条 (e)に反する。

手続争点②：法務部員による助言の秘匿特権による保護

- Autosoftの主張

1. 米国法においては、弁護士・依頼者間秘匿特権は、弁護士会に登録を有している有資格者のみに認められるのが原則である。
2. Cellmotorも弁護士・依頼者間秘匿特権について理解していたはずであり、有資格の外部弁護士に依頼をすることも可能であった。

*Gucci American, Inc. v. Guess?, Inc.,m 2011 WL 9375, at *1-2 (SDNY Jan 3, 2011)*

前記「国際仲裁教材」61頁参照

手続争点②：法務部員による助言の秘匿特権による保護

- 本仲裁廷の判断

法曹資格を有しているかどうかでは判断しない。

後に文書提出が行われる段階で、法的アドバイスが内容となっているか等、具体的な内容と状況に基づいて判断をすることとされた。

調停（Mediation）とは

- 当事者間の紛争につき、公正・独立の第三者（調停人）が入って、調停人の仲介のもとで当事者が交渉して協調的な解決をする手続
- 国際仲裁は仲裁人が強制力のある判断を下すのに対して、調停は双方の合意で解決策を固めるため、まとまりさえすれば両者が納得しやすい。
- 過去の法的な論点だけでなく、両当事者の共通のinterestを追求し、両者にとってwin winの解決を追求する。
- 調停では、一方が不服であれば合意はできず、また、調停人の和解案等にも拘束力はない。
- 「やり手の調停人が仕切る場合、国際調停の合意率は8割から9割ともいわれる」
（高取コメント）

日経新聞2017年9月27日

調停（Mediation）とは

- 調停と仲裁の組み合わせた手続が用いられることも多い。
 - Med-Arb（Mediation and Arbitration）：
当事者は、まずは調停による解決を試み、調停によって和解合意が成立しない場合には、仲裁を開始する。調停が成立した場合には、費用や時間の節約になり、調停が成立しない場合には、拘束的な手続である仲裁に移行する。
 - Arb-Med-Arb（Arbitration, Mediation-and-Arbitration）：
当事者は仲裁の申立て直後に紛争を調停機関に移行して調停を試みる。調停により和解合意が成立した場合は、和解合意の内容をConsent Awardとすることもある。和解合意が成立しない場合には、仲裁手続に戻る。

調停手続の進め方

- 調停人の選任：当事者の合意または機関による選任
 - ICC調停規則5条
 - 1 当事者は、センターによる確認を条件として、共同で調停人の指名をすることができる。
 - 2 当事者による共同での調停人の指名がない場合、センターは、当事者と協議の上、調停人を選任するか、または、当事者に調停人のリストを提示することができる。センターによる確認を条件として、全ての当事者は、かかるリストの中から共同での調停人の指名をすることができるが、かかる共同での指名がない場合には、センターが調停人を選任するものとする。

調停手続の進め方

- 調停人と仲裁人の兼任：
当事者間での明示的な合意が必要とされることが多い。
 - ICC調停規則10条4項
調停人は、本規則の下での審理のいかなる点についても、裁判、仲裁または同様の審理において証言をしてはならない。ただし、全ての当事者および調停人間での書面による別段の合意がある場合や準拠法で必要とされている場合はその限りではない。
 - 大陸法圏では調停人と仲裁人の兼任は効率化に資すると考える傾向があるのに、英米法圏では調停人が仲裁人を兼ねることは調停において自由な発言が制約するものとされる。

調停手続の進め方

- 調停手続においては、まず調停人と当事者間で手続の進め方を合意し、その上で当事者が書面で主張内容を説明した上で、1日から数日にわたる期日を設定して集中的な審理を行う。
- 調停期日は、双方当事者が同席するJoint Sessionと、調停人と片方当事者のみで議論するPrivate Sessionを交えて行われる。
- Facilitative（交渉援助型）な方法と、Evaluative（評価型）がある。両者を組み合わせた方式もある。
- コモンローとシビルローのハイブリッド。及びその文化的背景への配慮に基づくコミュニケーションが重要。

調停手続の進め方

- 調停は非公開かつ秘密性をもって行われ、調停で示された提案等は後の仲裁等の証拠として用いてはならない。
 - ICC仲裁規則9条1項
 - a) 審理は、現在、過去、未来において審理が遂行されているという事実は除き、非公開かつ秘密性を有するものとする。
 - b) 当事者間の和解合意についてもその秘密を保持しなければならない。
 - ICC仲裁規則9条2項

当事者は、以下のものを裁判、仲裁または同様の審理においていかなる形でも証拠として提出してはならない。

 - a) 他の当事者または調停人が審理においてまたは審理のために提出した文書、陳述書または伝達。ただし、裁判、仲裁または同様の審理においてそれらを提出しようとする当事者が独自に入手可能な場合はこの限りでない。
 - b) 審理の中で当事者により表明または提示された、紛争または紛争の和解の可能性に関する見解。

事案の概要—仲裁準備会後の進展

- 仲裁準備会の最後に、Cellmotorから、本件について調停に付す旨の提案がされた。
- 仲裁準備会の終了後、CellmotorおよびAutosoftは、当事者間で話し合いの機会を持ち、仲裁手続は中断したまま、まずは、調停を通して解決を図る合意をした。
- 両社は、アドホック調停により和解交渉を行うことで合意し、共同で第三調停人を使命した。（規則としてICC調停規則を利用することで合意）
- 調停を行う場所は、「京都国際調停センター」を利用することとした。

調停手続

- 調停人からの挨拶及び手続の説明
 - Common Interestの追求が解決への鍵！過去の法的争点だけでなく将来も含めた共通の利益（経済的利益に限らない）を実現するWin-Winの関係を！
 - 本件の当事者は長期の契約関係にあったことから、本件紛争も和解による解決が望ましいと考えることができる。
 - もっとも、和解による解決に至らない場合には、仲裁に移行することも可能。
 - この調停手続の内容は秘密が保持されるので、率直な和解交渉を期待する。
 - まずはAutosoftの冒頭陳述を行い、次にCellmotorの冒頭陳述。その上で調停人が各当事者と個別に和解協議を行う流れを確認した。

調停手続

- Autosoftによる冒頭陳述
 - 本件契約は、Cellmotorが販売するガソリン自動車のみを対象としており、電気自動車は対象外である。
 - 本件契約に定める固定のロイヤリティは、Cellmotorのガソリン自動車の販売数の見通しのみに基づいて算出されていた。
 - Cellmotorは、本件契約締結時に、バッテリー技術の開発と電気自動車の製造の可能性を意図的に隠蔽していた。
 - Cellmotorが、電気自動車の売上に関するロイヤリティを別途支払わない場合、それは不当な利得の享受を意味する。

調停手続

- Cellmotorによる冒頭陳述
 - 本件契約は、ガソリン自動車と電気自動車の両方を対象としている。
 - 「Licensed Product」がいかなる自動車も対象としていることはその定義からも明らか。電気自動車も、ガソリン自動車と同様に「自動車」に含まれる。
 - Cellcoによる電気自動車用のバッテリー開発のプロジェクトは機密事項であった。
 - もっとも、CellcoがCellmotorの子会社であり、Cellcoがバッテリー製造業者であることは公知の事実。AutosoftとしてはCellmotorが電気自動車の製造販売を行うことは十分に予測できた。

調停手続

- 調停人とAutosoftによる協議
 - 調停人による、Autosoftの主張の弱みの指摘
 - 「Licensed Product」がガソリン自動車に限定されていない可能性
 - Autosoft提案の和解案（Option 1）
 - Cellmotorは、Autosoftの特許を利用した電気自動車1台につきUS\$100を支払う。Cellmotorは、今後は、Autosoftの特許の利用を中止し、本契約を更新しない。

調停手続

- 調停人とCellmotorによる協議
 - 調停人による、Cellmotorの主張の弱みの指摘
 - US\$1000万のロイヤリティがガソリン自動車の販売数予測のみによって算定された事実はCellmotorも否定していない。
 - Cellmotor提案の和解案（Option 2）
 - Cellmotorは、2020年までに同社で販売される電気自動車1台につきUS\$50を支払うこととし、上記と同一の支払条件（電気自動車1台につきUS\$50）で、本合意を5年間更新する。

調停手続

- 調停人とAutosoftによる協議
 - 調停人による、Cellmotor提案の和解案（Option 2）の説明
 - Autosoft提案の和解案（Option 3）
 - Cellmotorから示された和解案（電気自動車1台につきUS\$50の支払い）に加え、Cellmotorは、2020年から2025年までに販売される同社の電気自動車の50%に対応する数のAutosoft製自動運転システムをAutosoftから購入する。
 - この和解案によって、Autosoftは自社製自動運転システムの売上也伸ばし、市場におけるシェアを増やせるメリットもある。

調停手続

- 調停人とCellmotorによる協議
 - 調停人による、Autosoft提案の和解案（Option 3）の説明
 - CellmotorによるOption 3の受け入れ表明

調停手続

- 調停人と両当事者との協議
 - この場ではTerm Sheetをドラフト・署名し、後日より詳細な和解条項を当事者間にて作成する方針が調停人より提案された。
 - Consent Awardは、追加費用の発生を回避するため不要とされた。（cf. シンガポール条約により、調停による和解契約に執行力が認められる可能性）
 - Common Interest – 過去の出来事に関する法的争点についての判断・解決に留まらない、現在進行形の関係、将来のビジネスを含めたWin Winの関係をFacilitateする。
 - Amicableな解決は、Amicableな法的文化・土壌の日本、クロスアジアの「紛争解決」として効果的—日本の明るい未来！
 - 「紛争解決」の輸出—第三国（公正・中立・便利）としての発展可能性。

パネルディスカッションのポイント

1. Arb. Med. (Arb.)及びMed. Arb.の活用と比較
 - 費用・手続の重複になるのか？
 - 紛争解決としての効用如何？
 - 紛争解決条項作成の注意点
2. 知的財産関係の紛争解決における国際ADR-仲裁・調停の効用
知的財産紛争解決のためのADRにおいて選任すべき仲裁人・調停人の資質、プラクティスエリア等の要素は？
 - 知的財産特有の経験や能力を優先すべきか、契約実務等商事紛争解決としての経験や能力を優先すべきか？
 - 知的財産紛争解決用の仲裁条項の作成方法・ドラフトPOINT・In-Houseの役割
3. SEP紛争等の解決プラットフォームとしてのJIDRC, JIMC-Kyotoの活用可能性・戦略
 - SEPの複雑性（準拠法、ライセンスの数等）、コスト
4. 1.2.3. のような要素を考慮して、代理人としてはどのような弁護士が望ましいか？